

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	全国路線網(高速自動車国道)		77				
路線名	高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	道路名	高松自動車道・高知自動車道	道路の種類	高速自動車国道	道路管理者	国土交通大臣
保有・貸付概要	延長	228	キロメートル	区間	徳島市北沖洲 から		
	うち供用延長	228	キロメートル		須崎市須崎神田神母ノ内まで まで		
	うち新設延長	(0)	キロメートル	重要な経過地	鳴門市、東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市、四国中央市、高知県長岡郡大豊町、香美市、南国市、高知市、土佐市		
	貸付先	西日本高速道路㈱					
	貸付期間	令和5年3月22日まで					
供用開始の区間及び年月日	鳴門～板野（H14.7.21）、板野～津田東（H13.3.29）、津田東～さぬき三木（H10.3.26）、さぬき三木～高松東（H13.3.29）、高松東～高松中央（H13.3.29）、高松中央～高松西（H15.3.30）、高松西～善通寺・坂出（H4.4.19）、善通寺～川之江JCT（S62.12.16）、川之江JCT～大豊（H4.1.30）、大豊～南国（S62.10.8）、南国～伊野（H10.3.20）、伊野～須崎東（H14.9.16）、徳島～徳島JCT～鳴門JCT（H27.3.14）、徳島沖洲～徳島JCT（R4.3.21）						
サービスエリア及びパーキングエリア	鳴門西PA、津田の松原SA、府中湖PA、高瀬PA、豊浜SA、馬立PA、立川PA、南国SA、土佐PA、松茂PA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。